

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス費の算定における日割りコードの設定について

●令和6年11月サービス提供分からの、月額包括報酬の日割り請求に係る適用について

- 以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- 日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。

月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

別表 ＜対象事由と起算日＞ ※介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和6年3月28日付厚生労働省通知）抜粋

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日（※2）	補足資料
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（従前相当）・ターミナル） ・通所型サービス（従前相当） ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更（要支援1⇔要支援2）※通所型サービスのみ ・区分変更（事業対象者→要支援）※通所型サービスのみ	変更日	1
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）	契約日	2・3
		・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日	
		・利用者との契約開始	契約日	4・5
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日	6
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日	
		・介護予防短期入所生活介護の退所（※1） ・介護予防短期入所療養介護の退所・退院（※1）	退所日の翌日 退所・退院日又は退所・退院日の翌日	
		・公費適用の有効期間開始	開始日	
		・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日	
	終了	・区分変更（要支援1⇔要支援2）※通所型サービスのみ ・区分変更（事業対象者→要支援）※通所型サービスのみ	変更日	
		・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）	
		・利用者との契約解除	契約解除日	7
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日	
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日	
		・介護予防短期入所生活介護の入所（※1）	入所日の前日	
		・介護予防短期入所療養介護の入所・入院（※1）	入所・入院日又は入所・入院日の前日	
		・公費適用の有効期間終了	終了日	

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。（補足資料8）

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

*月途中で入退院した場合の算定については、補足資料9を参照。

< 補足資料 >

1. 区分変更により要支援1⇒要支援2となった場合（※通所型サービスのみ）

区分変更になった変更日を起算日として日割り算定を行います。

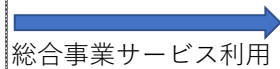
要支援2⇒要支援1の区分変更の場合も同様です。

サービス利用	11月1日	11月10日	11月30日
		変更日	
	要支援1	要支援2	
報酬算定期間			
	11/1～11/9分を日割り計算		11/10～11/30分を日割り計算

2. 区分変更により要介護⇒要支援となった場合

区分変更申請日から総合事業へ移行することになりますが、この場合は区分変更日とは関係なく、利用契約日が月途中であれば契約日から日割算定を行います。

※逆に要支援⇒要介護となった場合も、契約解除日を起算日とした日割算定を行います。

サービス利用	11月1日		11月10日	11月12日	11月15日	11月30日
		変更申請日		契約日	利用開始日	
		契約解除日				
						
	介護給付				総合事業サービス利用	
報酬算定期間						
	11/12～11/30分を日割り計算					

3. 月途中でサービス事業所の変更を行った場合

契約日または契約解除日を起算日としてそれぞれのサービス事業所で日割り算定を行います。

サービス利用	11月1日	11月15日	11月17日	11月30日
		契約解除日	契約日	
		利用終了日 11月13日		
報酬算定期間				
	11/1～11/15分を A事業所で日割り計算		11/17～11/30分を B事業所で日割り計算	

○上記の場合：A事業所日割り単位数×15日（契約解除日からの日数）

B事業所日割り単位数×14日（契約日からの日数）

4. 月途中から新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスに係る事業者と利用者との契約日を起算日として日割り算定を行います。

（※ただし、双方の合意があれば、利用開始日を起算日に用いることも可能です。）

サービス利用	11月1日				11月10日		11月20日		11月30日	
					契約日		利用開始日			
										
報酬算定期間										
	11/10～11/30分を日割り計算									

○上記の場合：日割り単位数×21日（契約日からの日数）

5. 契約月の翌月途中からサービス利用を開始した場合

契約が締結されていても、利用実績がない月の報酬は請求できません。よって利用を開始した翌月分から請求を行います。この場合は利用開始が月途中からであっても月額包括請求が可能です。

サービス利用	10月25日	11月1日	11月10日	11月30日
	契約日		利用開始日	
報酬算定期間				
	月額包括報酬で全額請求が可能			

6. ショートステイ（介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護）を利用した場合

入所時はその前日、退所時はその翌日を起算日として日割り算定を行います。

(例) 月の途中で2泊3日のショートステイを利用した場合

サービス利用	11月1日	11月11日	11月13日	11月30日
	入所日		退所日	
		起算日		起算日
報酬算定期間		11月10日	ショートステイ	11月14日
			2泊3日	
	11/1～11/10＝10日分		11/14～11/30＝17日分	

○上記の場合：日割り単位数×(10+17) 日 (ショートステイ利用日を抜いた日数)

※老人ホームやケアハウス、グループホームへの入退去、介護予防小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス利用についても起算日は同様です。

7. 月の途中で利用契約を解除した場合

総合事業サービスに係る事業者と利用者との契約解除日を起算日として日割り算定を行います。

(※ただし、双方の合意があれば、利用終了日を起算日に用いることも可能です。)

サービス利用	11月1日	11月9日	11月15日	11月30日
	利用終了日		契約解除日	
報酬算定期間				
	11/1～11/15分を日割り計算			

○上記の場合：日割り単位数×15 日 (契約解除日からの日数)

8. 月途中で転入・転出した場合

月途中で保険者の変更を伴う転入又は転出をした場合は、別表の脚注ただし書き「利用者が月途中で他の保険者に転出する場合」が適用され、双方の保険者において月額包括請求が可能となります。

(※市内転居では適用されません。ただし、事業所の変更が伴えば補足資料3が適用されます。)

サービス利用	11月1日		11月17日		11月30日	
	契約日					
		利用終了日 11月13日	11月16日 A市へ転出	利用開始日 11月20日		
報酬算定期間						
						

9. 月途中で入退院した場合

医療機関への入院に伴い月途中でサービス利用が中断した、又は退院に伴いサービス利用を再開した場合、日割り算定の対象とはならず月額包括請求となります。契約を解除した場合は解除日までの日割り算定となりますが（補足資料7の場合と同様）、検査入院など短期となる場合もあるため、入院を理由に必ず契約を解除しなければならないということはありません。

サービス利用	11月1日	11月10日	11月20日	11月30日
	入院日		退院日	
	←入院中→		←→	
報酬算定期間	←→			
	日割り計算ではなく月額包括報酬での算定			